

大丈夫だと思っているのが普通だと思います。いざ犯罪被害者になってしまったら、事件に遭遇する前の平穏な生活を取り戻すことは難しいのが現実である事を知ってもらう必要があります。

以上基本法 10 年を検証しましたが、基本法第 3 条で保証されている権利が十分に機能していない現実を踏まえ、なお一層犯罪被害者施策の充実に我々犯罪被害者が努力しなければならないのではないのでしょうか。

経済補償制度について

副代表幹事 渡辺 保

全国犯罪被害者の会（あすの会）は、犯罪被害者の権利、被害回復制度の二つの確立を目指すことを目的に設立されました。その二つの目標のうちの権利確立については、犯罪被害者等基本法が成立し、被害者参加制度と損害賠償命令制度の導入、公訴時効の廃止・延長等、司法の場では一定の成果を上げることができました。他方、被害回復制度については、犯給法の一部改正があったものの、私たち犯罪被害者の望むものとはほど遠い内容となっています。

あすの会は、2011 年 6 月から 2014 年 1 月まで開かれていた内閣府の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に「犯罪被害者補償制度案要綱」を作成・提出して臨みましたが、現在の犯給法の見直しに時間を割かれ、あすの会案はほとんど議論されずに終了しました。その検討会の取りまとめとしては、

- ①海外での犯罪被害者に、犯給制度の拡大適用の形でないとしても何らかの経済的支援をスタートさせるべき。
- ②犯罪被害給付制度については、親族間犯罪被害者への支給は、DV 事案以外にも全額支給又は減額割合を 3 分の 1 までとする特例を認めるべき

以上の 2 点にとどまるという全く不本意な結果となりました。犯給法にこだわり検討会の名称「新たな補償制度の創設に関する……」を無視した内閣府の姿勢には疑問を持たざるを得ません。

私たちは新しい制度の創設については、国会の場で審議していただくことが必要と考え、2014 年 2 月に政権与党の自民党の「犯罪被害者等・保護支援体制の一層の推進を図るプロジェクトチーム」のヒアリングに、会員 12 人が出席し実情を訴え、あすの会の「犯罪被害者補償制度案要綱」の導入を要望し、続いて公明党にも松村代表

と高橋副代表が同様に要望しました。

その話の中から具体的な事例を集めて訴えることが必要と考え、事件後に生活に支障のある犯罪被害者を調査しようと、会員から聞き取りをしましたが予想していたより少ないため、全国被害者支援ネットワークの協力を得て、全国の被害者支援センターに情報提供を呼びかけたところ、8 支援センターから 11 例の情報がありました（もっと沢山の情報が寄せられると思っていましたが…）。

その中でこれまでに顧問弁護士の協力を得て、殺人 2 例と傷害等 3 例と、合わせて 5 例の犯罪被害者・遺族との面談が終了しました。他の 6 例は本人の意向での面談不可 5 例と対象外 1 例となっています。

調査の結果としては大別すると、殺人の遺族は事件後の生活に不安がある、傷害の被害者は被害直後の医療費の支払いに困窮し、また PTSD や重篤な後遺症のため退職を余儀なくされ生活再建の目途もたない状況にあると言えます。いずれもあすの会の「犯罪被害者補償制度案要綱」に沿った補償制度が成立すれば、救済できる犯罪被害者であり、1 日も早い制度創設の必要性を痛感しました。面談した全 24 例を整理して自民党と公明党に、お願いに行く手はずを整えています。

この調査を通じて感じたことは、年間 1000 件超の殺人事件や、それを上回る傷害事件が起きているにもかかわらず、その後の生活に支障のある被害者・遺族の情報があまりにも少なすぎるということです。生活に困窮しているながらも声を上げることもできず、耐え忍んでいるもっと多くの犯罪被害者・遺族がいるはずと思いますが（そのような人がいなければ問題ないのですが……）、その存在を支援センターが把握していないのではないかとということです。

刑事司法は被害者のためにもある ～3年後見直しの意見交換会を踏まえて～

副代表幹事・弁護士 高橋正人

平成 2 年 2 月 20 日、最高裁判所は、犯罪捜査は、社会秩序の維持のために行われるもので、犯罪被害者の利益のために行われるものではないと言って、被害者を冷たく扱いました。あれから 24 年の年月が経ち、国民が司法を

見る目は、大きく変わりました。

平成 16 年 12 月 1 日、犯罪被害者等基本法が成立し、すべての犯罪被害者は、その尊厳が尊重され、それにふさわしい処遇を受ける権利が保障されると明記されました。